

令和4年度ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長・発達に必要な養育費の確保を支援するため、養育費確保に係る法的手続き等に要する費用を負担するひとり親家庭等に対し、予算の範囲内において、ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(通則)

第2条 補助金の交付手続き等については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、養育費とは、民法(明治29年法律第89号)第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。

(補助対象者、補助対象経費、及び補助金額)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金額については、別表1から別表4に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象となる事業が完了する日(本要綱の施行日以降の日に限る。)の属する年度の末日までに、ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、別表1から別表4に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金額について決定するものとする。

2 知事は、補助金を交付することが適当であると認めるときは、ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、当該交付決定を受けた内容に変更があったこと等により、補助金の交付

の申請を取り下げようとするときは、ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付申請取下書（様式第3号）により、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったとき、既に第6条第2項の規定による交付決定通知が行われていたときは、従前の補助金交付の決定はその効力を失う。

（事業完了実績報告）

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、令和5年3月31日までに、ひとり親家庭等養育費確保支援事業完了実績報告書（様式第4号）に、別表1から別表4に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。なお、交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載するものとする。

（補助金の額の確定等）

第9条 知事は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、その内容について速やかに審査を行い、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合とすると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、既に行った交付決定額の変更を要するときは、別に定める様式により、申請者に通知するものとする。

（審査に係る留意事項）

第10条 知事は、第5条に規定する申請書及び第8条に規定する完了実績報告書に添付されている書類等について、別表1から別表4に掲げる事項が記載されていることを確認するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する書類等について、確認後、必要に応じて写しを取り、申請者に返却するものとする。

（補助金の支払い）

第11条 補助金は、第9条の規定による額の確定後、支払うものとする。

（補助金の支払の請求）

第12条 申請者は、当該補助金の支払の請求をしようとするときは、ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（補助金の支払）

第13条 知事は、前条の補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(日本司法支援センターによる弁護士費用等の立替えを利用する場合の特例)

第14条 別表2に定める養育費請求調停申立て、もしくは、別表3に定める未払い養育費に係る強制執行申立てに係り、日本司法支援センター（法テラス）による弁護士費用等の立替えを利用する場合に、立替金の償還が免除又は猶予の対象となるときは、補助金の交付対象としない。

(決定の取消し)

第15条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 債権債務が確定した契約行為が解除となるなど申請者が補助対象経費を負担する必要がなくなったとき、または、受給要件を満たさなくなったとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

2 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付決定取消し通知書（様式第6号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 申請者は、知事が補助金の交付決定を変更又は取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、知事の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

補助区分	養育費について公正証書による債務名義を作成する場合の公証人手数料補助
補助対象者 (第4条関係)	秋田県内の市町村に居住し、次の受給要件の全てを満たす者とする。 (1) 養育費について公正証書(強制執行認諾約款付きのものに限る。)による債務名義を作成し、それに要する公証人手数料を負担する者。 (2) 過去に同一の児童を対象として、補助対象経費に関する補助金(他自治体が交付したものを含む)を交付されていない者。
補助対象経費 (第4条関係)	公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料(養育費の取決めに要する部分に限る。)及び送達に要する料金
補助金額 (第4条関係)	補助対象経費の全額とする。ただし、その額が3万円を超える場合は、3万円とする。
申請書に添付する書類 (第5条関係)	(1) 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本(申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可) (2) 申請者の世帯全員の住民票(申請日から6ヵ月以内に発行され、個人番号の記載のないもの、写し可) (3) 補助対象となる経費の領収書等、交付申請額の金額及び内訳等が分かるもの(申請者本人が負担するものに限る。) (4) 養育費について取り決めた公正証書(強制執行認諾約款付きのものに限る。)の写し (5) その他、知事が必要と認めるもの
事業完了実績報告に添付する書類(第8条関係)	(1) 補助対象となる経費の領収書等(申請者本人が負担したものに限る。) (2) その他、知事が必要と認めるもの
審査に係る留意事項 (添付書類に記載されることが必要な事項) (第10条関係)	1 領収書等 (1) 宛名 (2) 領収年月日 (3) 領収金額 (4) 取引内容 (5) 領収者の住所及び氏名、領収印 2 公正証書の写し (1) 養育費についての取決め (2) 強制執行認諾約款

別表 2

補助区分	養育費請求調停（養育費増額請求調停を含む。以下同じ。）申立てをする場合に要する費用補助
補助対象者 （第 4 条関係）	秋田県内の市町村に居住し、次の受給要件の全てを満たす者とする。 （１）養育費請求調停申立てを行い、それに要する費用を負担する者。 （２）養育費の取決めに係る債務名義を有している者（有する見込みの者を含む）。 （３）養育費の取決めの対象となる児童を扶養する者（扶養する見込みの者を含む）。 （４）過去に同一の児童を対象として、補助対象経費に関する補助金（他自治体が交付したものを含む）を交付されていない者。
補助対象経費 （第 4 条関係）	養育費請求調停申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代、並びに弁護士費用。
補助金額 （第 4 条関係）	補助対象経費の合計額の全額とする。ただし、その額が 6 万円を超える場合は、6 万円とする。
申請書に添付する書類 （第 5 条関係）	（１）申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から 6 ヶ月以内に発行されたもの、写し可） （２）申請者の世帯全員の住民票（申請日から 6 ヶ月以内に発行され、個人番号の記載のないもの、写し可） （３）補助対象となる経費の領収書等、交付申請額の金額及び内訳等が分かるもの（申請者本人が負担するものに限る。） （４）裁判所が受理した申立て書類一式の写し （５）公正証書、調停調書、審判書、確定判決等の養育費の取決めに交わした文書の写し（申請時点で有している場合に限る。） （６）その他、知事が必要と認めるもの
事業完了実績報告に添付する書類（第 8 条関係）	（１）補助対象となる経費の領収書等（申請者本人が負担したものに限る。） （２）その他、知事が必要と認めるもの

審査に係る留意事項 （添付書類に記載されていることが必要な事項） （第10条関係）	1 領収書等（行政機関等が発行する領収書等で、記載が困難な場合を除く。） （1）宛名 （2）領収年月日 （3）領収金額 （4）取引内容 （5）領収者の住所及び氏名、領収印 2 養育費の取決めに交わした文書の写し （1）養育費の取決め
--	--

別表 3

補助区分	未払い養育費に係る強制執行申立てをする場合に要する費用補助
補助対象者 (第4条関係)	秋田県内の市町村に居住し、次の受給要件の全てを満たす者とする。 (1) 未払い養育費に係る強制執行申立てを行い、それに要する費用を負担する者。 (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者。 (3) 養育費の取決めの対象となる児童を扶養する者。 (4) 過去に同一の児童を対象として、補助対象経費に関する補助金(他自治体が交付したものを含む)を交付されていない者。
補助対象経費 (第4条関係)	未払い養育費に係る強制執行申立てに要する弁護士費用。
補助金額 (第4条関係)	補助対象経費の合計額の全額とする。ただし、その額が6万円を超える場合は、6万円とする。
申請書に添付する書類 (第5条関係)	(1) 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本(申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可) (2) 申請者の世帯全員の住民票(申請日から6ヵ月以内に発行され、個人番号の記載のないもの、写し可) (3) 補助対象となる経費の領収書等、交付申請額の金額及び内訳等が分かるもの(申請者本人が負担するものに限る。) (4) 裁判所が受理した申立て書類一式の写し (5) 公正証書、調停調書、審判書、確定判決等の養育費の取決めに交わした文書の写し (6) その他、知事が必要と認めるもの
事業完了実績報告に添付する書類(第8条関係)	(1) 補助対象となる経費の領収書等(申請者本人が負担したものに限る。) (2) その他、知事が必要と認めるもの
審査に係る留意事項 (添付書類に記載されることが必要な事項) (第10条関係)	1 領収書等 (1) 宛名 (2) 領収年月日 (3) 領収金額 (4) 取引内容 (5) 領収者の住所及び氏名、領収印 2 養育費の取決めに交わした文書の写し (1) 養育費の取決め

別表 4

補助区分	保証会社と養育費保証契約を締結する場合の保証料補助
補助対象者 (第4条関係)	秋田県内の市町村に居住し、次の受給要件の全てを満たす者とする。 (1) 保証期間が1年以上の養育費保証契約を保証会社と締結する者。 (2) 保証会社と締結する養育費保証契約について、その初回保証料を負担する者。 (3) 養育費の取決めの対象となる児童を扶養する者(扶養する見込みの者を含む)。 (4) 過去に同一の児童を対象として、補助対象経費に関する補助金(他自治体が交付したものを含む)を交付されていない者。
補助対象経費 (第4条関係)	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料(初回契約時のものに限る。)
補助金額 (第4条関係)	補助対象経費の全額とする。ただし、その額が5万円を超える場合は、5万円とする。
申請書に添付する書類 (第5条関係)	(1) 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本(申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可) (2) 申請者の世帯全員の住民票(申請日から6ヵ月以内に発行され、個人番号の記載のないもの、写し可) (3) 補助対象となる経費の領収書等、交付申請額の金額及び内訳等が分かるもの(申請者本人が負担するものに限る。) (4) 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)の写し (5) 保証会社との養育費保証契約締結に必要な「養育費の取決めを交わした文書」の写し(公正証書、調停調書、審判書、確定判決、離婚協議書、養育費合意書など) (6) その他、知事が必要と認めるもの
事業完了実績報告に添付する書類(第8条関係)	(1) 補助対象となる経費の領収書等(申請者本人が負担したのものに限る。) (2) その他、知事が必要と認めるもの

審査に係る留意事項 （添付書類に記載されていることが必要な事項） （第10条関係）	1 領収書等 （1）宛名 （2）領収年月日 （3）領収金額 （4）取引内容 （5）領収者の住所及び氏名、領収印 2 養育費保証契約書の写し （1）保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること。 （2）保証期間が1年以上であること。 3 養育費の取決めを交わした文書の写し（次の事項について、養育費保証契約書と同一の内容が記載されていること） （1）養育費権利者 （2）養育費支払義務者 （3）養育費対象児童
--	---

ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付申請書

(あて先)秋田県知事

年 月 日

申請者 氏名

住所 秋田県

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

次のとおり、ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金の交付を受けたいので、令和4年度ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実に相違ないこと、また、記載内容が事実と異なることが判明する等補助対象とならないことが明らかになった場合には補助金を返還することを誓約します。

1. 養育費の取決めの対象となる児童

	(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	同居・別居の 別	住所(別居の場合)
1		年 月 日	歳	同居・別居	
2		年 月 日	歳	同居・別居	
3		年 月 日	歳	同居・別居	
4		年 月 日	歳	同居・別居	
5		年 月 日	歳	同居・別居	

2. 交付申請額等

補助区分 (☑を記入)	補助対象経費	申請者が負担する 金額	交付申請額
☐ 公証人 手数料	公正証書による債務名義を作成する場合の公証人手数料(養育費の取決めに要する部分に限る。)及び送達に要する料金 ※養育費以外(年金分割、財産分与、慰謝料など)の取決めに係る手数料は除く。	① 円	A(①の全額) ※上限3万円 円
☐ 養育費請求調停申立て費用	下記内訳の合計額 内 収入印紙代 戸籍謄本等の添付書類取得費用 公的機関が求める連絡用の郵便切手代 弁護士費用	② 円 円 円 円	B(②の全額) ※上限6万円 円
☐ 未払い養育費に係る強制執行申立て費用	弁護士費用 ※弁護士費用以外の費用(収入印紙代、戸籍謄本取得費用、郵便切手代など)は除く。	③ 円	C(③の全額) ※上限6万円 円
☐ 養育費保証料	保証会社と養育費保証契約(保証契約期間1年以上のものに限る。)を締結する際に要する保証料(初回契約時のものに限る。)	④ 円	D(④の全額) ※上限5万円 円
交付申請額 (A、B、C、Dの合計額)			円

3. 同一の児童及び補助対象経費に関する補助金等(他自治体が交付したものを含む)の受給実績

☐過去の受給実績なし。(受給実績がないことを確認し、☑を記入)

【添付書類の確認】		チェック
共通	○申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本 (申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可)	☐
	○申請者の世帯全員の住民票 (申請日から6ヵ月以内に発行され、個人番号の記載のないもの、写し可)	☐
公証人 手数料	○公証人役場が発行する「計算書」及び「領収書」 ※申請者本人が負担するものに限る。	☐
	○養育費について取り決めた公正証書(※全てのページ)の写し ※強制執行認諾約款付きのものに限る。	☐
裁判所へ の申立て 費用	○補助対象となる経費の領収書等、交付申請額の金額及び内訳等が分かるもの(申請者本人が負担するものに限る。) 【例】・収入印紙、戸籍謄本、切手等を取得または購入した際の領収書。(調停申立てのみ対象) ・弁護士が発行する領収書、もしくは見積書。 ・法テラスによる弁護士費用等の立替えを利用する場合、「代理援助契約書」及び「決定書」の写し。	☐
	○裁判所が受理した申立て書類一式の写し 【例】「養育費請求調停申立て」…調停申立書 「未払い養育費に係る強制執行申立て」…債権差押命令申立書、当事者目録、請求債権目録	☐
	○養育費の取決めに交わした文書の写し(公正証書、調停調書、審判書、確定判決、離婚協議書、養育費合意書など) ※申請時点で有している場合に限る。	☐
養育費 保証料	○保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)の写し	☐
	○保証会社との養育費保証契約締結に必要な「養育費の取決めに交わした文書」の写し (公正証書、調停調書、審判書、確定判決、離婚協議書、養育費合意書など)	☐
その他	○これらのほか知事が必要と認める書類(必要な場合のみ)	☐

※領収書等、交付申請額の金額及び内訳等が分かるものが無い場合、交付できませんのでご注意ください。

連絡先等の確認について

交付申請内容の確認などのため、秋田県地域・家庭福祉課から電話により連絡させていただく場合があります。
また、申請に対する交付決定通知書を、郵送によりお届けいたします。
県から電話連絡や郵送をさせていただくにあたり、ご都合のよい連絡先等をお知らせください。

1. 電話連絡について（申請内容の確認等で必要な場合のみ電話連絡させていただきます）

- ① 連絡先 ☐ 申請書の電話番号に同じ。
 ☐ 申請書の電話番号と異なる。→（連絡先電話番号）_____

※電話連絡させていただく場合は、018-860-1344（地域・家庭福祉課）から発信します。

② 連絡を希望する時間帯等

- ☐ 特に希望なし（平日8:30～17:15）

- ☐ 希望あり

☐ 平日

☐ 月曜日

☐ 火曜日

☐ 水曜日

☐ 木曜日

☐ 金曜日

の	時	分頃	～	時	分頃
	時	分頃	～	時	分頃

2. 郵送について（交付決定通知書等を郵送でお届けします）

- ☐ 申請書の住所へ送付する。
☐ 申請書と異なる場所へ送付する。
（書類送付先）

〒

- ☐ その他

ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付決定通知書

指令地福 ー
令和 年 月 日

様

秋田県知事

㊞

令和 年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

（交付決定額の内訳）

単位：円

補助対象事項	事業費総額	交付決定額	自己負担額
公証手数料			
養育費請求調停申立て費用			
未払い養育費に係る強制執行申立て費用			
養育費保証料			

2 補助事業の目的

子どもの健やかな成長・発達に必要な養育費の確保を図る。

3 交付条件

交付する補助金について、交付決定を受けた補助対象事項以外に使用しないこと。

また、交付申請書及び添付書類の記載内容が事実と異なることが判明する等、補助対象とならないことが明らかになった場合には、申請を取り下げ、既に補助金が交付されている場合は、これを返還すること。

ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付申請取下書

(あて先)秋田県知事

年 月 日

申請者 〒 _____

住所 秋田県 _____

フリガナ _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

次のとおり、補助金交付申請を取り下げるので、令和4年度ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき届け出ます。

1. 交付決定年月日及び指令番号

令和 年 月 日付け 指令地福一 _____

2. 補助区分

☐	公証手数料
☐	養育費請求調停申立て費用
☐	未払い養育費に係る強制執行申立て費用
☐	養育費保証料

3. 取り下げの理由

ひとり親家庭等養育費確保支援事業完了実績報告書

年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 〒 _____

住所 秋田県 _____

フリガナ _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

次のとおり、補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、令和4年度ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、報告します。

なお、この報告書及び添付書類の記載の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 交付決定年月日及び指令番号

令和 年 月 日付け 指令地福一 _____

2. 補助金交付決定額

金 _____ 円

3. 補助金の交付決定を受けた事業の終了年月日

令和 年 月 日 _____

4. 実績額等

補助区分 (☑を記入)	補助対象経費	申請者が負担 した金額	実績額
☐ 公証人 手数料	公正証書による債務名義を作成する場合の公証人手数料(養育費の取決めに要する部分に限る。)及び送達に要する料金 ※養育費以外(年金分割、財産分与、慰謝料など)の取決めで算定される手数料は除く。	① 円	A(①の全額) ※上限3万円 円
☐ 養育費 請求調 停申立 て費用	内 下記内訳の合計額 内 収入印紙代 戸籍謄本等の添付書類取得費用 公的機関が求める連絡用の郵便切手代 弁護士費用	② 円 円 円 円	B(②の全額) ※上限6万円 円
☐ 未払い 養育費 に係る 強制執 行申立 て費用	弁護士費用 ※弁護士費用以外の費用(収入印紙代、戸籍謄本取得費用、郵便切手代 など)は除く。	③ 円	C(③の全額) ※上限6万円 円
☐ 養育費 保証料	保証会社と養育費保証契約(保証契約期間1年以上のものに限る。)を締結する際に要する保証料(初回契約時のものに限る。)	④ 円	D(④の全額) ※上限5万円 円
実績額 (A、B、C、Dの合計額)			円

5. 差引増減額(実績額－交付決定額)

金 _____ 円

【添付書類の確認】※交付申請時に提出済みの書類については、改めて提出する必要はありません。		チェック
共通	○補助対象となる経費の領収書等(申請者本人が負担したものに限る。)	☐
その他	○これらのほか知事が必要と認める書類(必要な場合のみ)	☐

※領収書等が無い場合、交付できませんのでご注意ください。

ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)秋田県知事
(課名 地域・家庭福祉課)

債権者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり請求します。

請 求 金 額 ￥ _____

内 訳	契約(指令)金額	￥
	前回までの請求額	￥ 〇—
	今回請求額	￥
	今後請求予定額	￥ 〇—

経費の内訳
令和4年度ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金

支払方法	口座振替払						
口座振替払の 振込先金融機関及び 振込先口座番号・種類等	金融機関名						
	支店名						
	預金種類	普通 ・ 貯蓄 ・ 当座 ・ その他					
	口座名義						
	(カタカナ)						
	口座番号(右詰)						

※通帳原本等で確認の上、申請者名義の口座を記入してください。
※ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号ではなく、
店番・預金種目・口座番号欄にある7桁の口座番号を記載してください。

摘要
本件の作成者及び連絡先:債権者に同じ

ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付決定取消し通知書

指令地福 ー
令和 年 月 日

様

秋田県知事 ㊟

令和 年 月 日付け指令地福ーをもって通知した補助金の交付決定の全部又は一部を次のとおり取り消しますので、通知します。

1 取り消しの理由及び範囲

2 取り消し後の交付決定額 金_____円

(取り消しの内訳) 単位：円

補助対象事項	取り消し前			取り消し後		
	事業費 総額	交付 決定額	自己 負担額	事業費 総額	交付 決定額	自己 負担額
公証人手数料						
養育費請求調 停申立て費用						
未払い養育費 に係る強制執 行申立て費用						
養育費保証料						

3 取り消し額（取り消し前交付決定額 ー 取り消し後交付決定額）
金_____円

4 取り消しによる新たな条件等

取り消し額について、既に補助金が交付されているときは、別に定める期限までに返還すること。